

- ① 学校の実情や生徒の実態との関係
- ② 教科書の選定
- (3) 学習指導
 - ① 教材研究
 - ② 指導計画
 - ③ 指導過程
 - ④ 指導技術
 - ⑤ 個別指導
 - ⑥ 生徒の学習態度や学力状況
 - ⑦ 学習環境の構成

(4) 生徒指導

- ① 共通理解
- ② 指導計画
- ③ 特別教育活動
- ④ 個人指導
- ⑤ 教育相談

(5) 学力向上対策の問題当（各学校共通）

- ① 学習意欲
- ② 教材精選
- ③ 学習指導方法
- ④ 家庭学習との関連
- ⑤ 学力差、能力差に応ずる指導

(6) 産業教育の問題点（産業教育関係学校）

- ① 専門教科内容の精選
- ② 実験、学習の重視
- ③ 施設設備の活用

第14節 教科書採択と管理運営

1 昭和42年度使用教科書の採択

*** 小・中学校の採択 ***

小・中学校用教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により実施された。本年度は同法の定めるところにより、小・中学校とも継続採択であった。

(1) 教科用図書選定審議会

① 教科用図書選定審議会委員名

| 分野 | 氏名 | 所属または職業 |
|------------------------|--------|----------------|
| 教職員 代表 9名 | 今井 豊蔵 | 福島市立福島第一小学校長 |
| | 千葉 正隆 | いわき市立四倉小学校長 |
| | 先崎 鏡石 | 町立第一小学校長 |
| | 皆方 正 | 会津若松市立若松第一中学校長 |
| | 浦井 芳蔵 | 福島市立信陵中学校長 |
| | 瀬戸 春雄 | 福島市立福島第二中学校長 |
| | 秋山 忠 | 桜の聖母学院中学校教頭 |
| | 長谷川 秀夫 | 福島市立福島盲ろう学校長 |
| | 上野 富市 | 福島市立福島養護学校長 |
| 教育行政 機関 代表 8名 | 長谷川 寿郎 | 福島県教育研究所長 |
| | 色摩 勝夫 | 福島県教育庁信夫教育事務所長 |
| | 栗原 喜蔵 | 指導課長 |
| | 阿部 信 | 福島市教育委員会教育委員長 |
| | 三本杉 国雄 | 教育長 |
| | 森 盛五郎 | 白河市教育委員会教育長 |
| | 高木 長年 | 磐城市教育委員会教育長 |
| | 山内 平 | 会津若松市教育委員会教育長 |

| 分野 | 氏名 | 所属または職業 |
|-----------------|-------|------------|
| 学識経 験者 3名 | 西川 幸雄 | 福島大学教育学部教授 |
| | 宮口 春雄 | " |
| | 田口 孝之 | " |

② 人数 20名

③ 発年令月日 昭和41年4月1日

④ 氏名公表の有無 公表した。

⑤ 教科用図書選定審議会調査員について

昭和42年度使用教科用図書は、法の定めるところにより継続採択になっているので、調査員は任命しなかった。

(2) 昭和42年度使用教科用図書採択方針

① 県教育委員会は、教科用図書選定審議会の答申および建議に基づき、市町村教育委員会に対し、教科用図書の採択について指導または援助を行なう。

② 教科用図書採択地区内の市町村教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、協議のうえ、小学校用、中学校用とも学校教育法第107条に規定するものを除き、昭和41年度使用教科用図書を継続採択するものとする。

③ 教科用図書採択地区内の市町村教育委員会は、学校教育法第107条に規定する小学校・中学校の特殊学級用教科用図書に関して、協議のうえ、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

④ 教科用図書採択地区の変更により、採択替えができる場合であっても、市町村教育委員会は、協議のうえ、当該採択地区で使用される教科用図書の変更が最少限に止まるようにする。

⑤ 県教育委員会は公正確保のための指導を行なう。

(3) 採択に伴う運営について

① 採択事務打合せ

次の日程により、需要票の記入および提出のための説明会を行なった。

6月13日 福島市（県北地区）

6月14日 郡山市（県南地区）

6月15日 会津若松市（会津地区）

6月15日 いわき市（浜通り地区）

② 採択の手続き

7月9日 地区教育長会議

7月11日 採択決定した教科用図書名を、各教育長名で管下の小・中学校に通知する。

7月20日 需要票の提出

③ 教科書展示会

教科書展示会は、7月1日から7月10日までの10日間、県下16ヵ所において開催された。展示会場は、原則として教科書センターをあてることにしたが、会場の都合により、センター所在地の適当な場所を会場にあてた。

*** 高等学校の採択 ***

高等学校用教科書は、学校長より使用教科書承認申請書の提出を求め、これによって県教育委員会が採択を決定した。なお、本年度は採択の参考資料として、教科書研究資料を作成した。

◎ 昭和42年度使用高等学校用教科書調査研究実施要項

(1) 目的